

2022年度
全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

令和5年 3月1日水～7日火

春の火災予防運動

実施中です



この運動は、空気が乾燥して火災が発生しやすく、
また強い風が吹くことが多い春を迎えるにあたり、
市民の皆さん一人ひとりに防火意識の高揚を図っていただき、
火災のない明るい街づくりの推進を目的とするものです。

千葉市消防局・千葉市消防団

- 千葉市防火協会
- 千葉市防火管理者協議会
- 千葉市危険物安全協会
- 千葉市千葉港沿岸地区防災協議会
- 千葉市消防設備協会
- 公益財団法人千葉市防災普及公社
- 千葉市住宅防火対策推進協議会
- 千葉市少年女性防火委員会

千葉市消防局・千葉市消防団

千葉市防火協会 千葉市防火管理者協議会 千葉市危険物安全協会
千葉市千葉港沿岸地区防災協議会 千葉市消防設備協会 公益財団法人千葉市防災普及公社
千葉市住宅防火対策推進協議会 千葉市少年女性防火委員会

出火原因のトップは たばこです!



令和4年12月中、千葉市内で249件の火災が発生しました。

出火原因別では、たばこ(34件)が最も多い、次いで、放火(疑いを含む)(31件)、こんろ(28件)、配線関係(27件)の順となっております。



灰皿に吸殻を
溜めないように
しましょう。



事業所・店舗の周囲や廊下・階段への可燃物放置、たばこの吸い殻等の不適切な処理、こんろの使用放置は、皆さんの事業所において重大な災害を起こしてしまう可能性があります。この機会にぜひ職場のみなさんで火災を起こさないためにはどうすれば良いかを話し合ってみてください!

消防署において火災予防運動中に実施する内容

千葉市では下記のことを重点的に実施します。

① 立入検査の実施

建物や危険物施設の火災危険と延焼拡大危険排除のため、防火・防災管理体制、消防用設備等の設置及び維持管理状況について立入検査を実施します。

② 防火・防災訓練の実施

町内自治会を対象に防火・防災訓練等を実施して、防火・防災に対する知識の普及や地域防災組織の育成などについて推進します。

③ 消防フェアの実施

各区ごとに、住宅防火啓発活動、応急処置訓練、消防車の展示、消防音楽隊の演奏等のイベントを実施します。

④ 広報活動の実施

ポスターの掲示や消防車両等による広報、ソーシャルメディアなど各種媒体を活用した広報活動を展開します。

火災予防に関するご相談は最寄りの消防署へ 消防局予防部予防課 ☎ 043-202-1613

■ 中央消防署 ☎ 043-202-1617

■ 花見川消防署 ☎ 043-259-2571

■ 稲毛消防署 ☎ 043-284-5144

■ 若葉消防署 ☎ 043-237-8041

■ 緑消防署 ☎ 043-292-6147

■ 美浜消防署 ☎ 043-279-0196

千葉市内の火災・災害発生情報は ☎ 043-223-1119 (消防テレホンサービス)

千葉市消防局ホームページアドレス : <http://www.city.chiba.jp/fire/>

メールアドレス : yobo.FPP@city.chiba.lg.jp

千葉市消防局

検索





大切な命を火災から守るために 「消防設備の点検」を実施していますか ～従業員とその家族、建物を守るために～



消防設備の点検は、あなたの建物を火災から守るだけでなく、従業員とその家族の命・生活・笑顔も守ってくれるものであります。定期的な点検と消防署への報告が必要です。



なぜ点検が必要なの?

消火器や自動火災報知設備などの消防設備が故障していたり機能しないと、火災の際に命に危険が及んだり、建物の被害が拡大するおそれがあるため、正しく機能するよう点検が必要です。

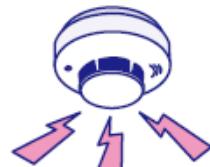


いつ点検すればいいの?

年に2回、次の点検が必要となります。

機器点検:6ヶ月に1回

外観や簡易な操作による確認



総合点検:1年に1回

機器を作動させて総合的な機能を確認

誰が点検するの?

次の建物の点検は、消防設備士又は消防用設備点検資格者(有資格者)に行わせなければなりません。

- ①延べ面積1,000平方メートル以上のもの
- ②特定の用途(福祉施設、宿泊施設、飲食店、診療所、物販店など)が3階以上の階、又は地階にある建物のうち、地上に直通する屋内階段が1つしか無いもの
- ③全域放出式の二酸化炭素消火設備が設けられているもの(令和5年4月1日施行)
※上記以外は、関係者(所有者・管理者・占有者)や防火管理者でも点検できますが、点検時の安全性や確実性などを考慮し、有資格者による点検を推奨しています。

報告はどうするの?

管轄の消防署又は出張所に報告してください。(持参、郵送、電子申請)報告の期間は次のとおりです。



1年に1回(特定防火対象物)

- 物品販売店、飲食店、ホテル、病院、診療所、老人福祉施設、幼稚園など
- 上記を含む用途が複合している建物

3年に1回(非特定防火対象物)

- 共同住宅、学校、工場、倉庫、図書館、寺院、事務所など

設備点検に関しては、こちらからも確認できます。

千葉市消防局 設備点検

検索



建物関係者の皆様へ

建物のテナント入替えや改修等を行う場合、消防法令違反とならないために、まずは消防局にご相談ください！

＜消防法令の適用が変わる場合の例＞

例①		<p>事務所ビルのテナントを、福祉施設や不特定多数の方が利用する飲食店や物販店などに変更する場合 ※この場合、建物全体に自動火災報知設備や誘導灯が必要になる場合があります</p>
例②		<p>屋内階段が1つしかない建物の3階以上または地下に、福祉施設や不特定多数の方が利用する飲食店や物販店などに変更する場合 ※この場合、面積にかかわらず建物全体に自動火災報知設備や誘導灯が必要になります。 また、避難器具についても消防法上の規制が強化されます。</p>
例③	<p>＜倉庫や工場でよくある場合①＞</p>	<p>作業床・階段を作った場合 ※この場合、当該作業床部分が2階とみなされ、なおかつ面積も増加し、屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要になる場合があります。</p>
例④	<p>＜倉庫や工場でよくある場合②＞</p>	<p>木造の倉庫を接続したり、渡り廊下で建物を接続した場合 ※この場合、建物の構造が変更したり面積が増加することにより、屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要になる場合があります。</p>
例⑤	<p>＜倉庫や工場でよくある場合③＞</p>	<p>手動軽量シャッターを電動シャッター(蓄電池、水圧開放なし)へ取替えた場合 ※この場合、消防法上で有効な開口部とはみなされなくなり、屋内消火栓の設置が必要になる場合があります。</p>

上記に記載する消防設備の他にも、[防火管理者](#)、[統括防火管理者](#)、[消防設備点検報告の報告期間](#)、[防火対象物点検](#)など、適用が変更となる場合があります。